

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年9月29日（木）

令和4年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年9月29日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5

○ 議事日程

- 第1 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について
- 第5 議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第6 議案第47号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10 番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11 番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12 番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13 番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14 番	石腰	明美	君
区域 2	生川	仁	君	区域 3	高橋	宗一	君
区域 4	永野	晃	君				

事務局職員出席者

事務局長	谷川	広志	君	局長補佐	伊藤	和範	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時03分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 3 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。13番吉田恵子委員、3 番高橋久雄委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第42号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。3 番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3 番（高橋久雄君） 議案第42号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、1 筆、畑、119㎡でございます。権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は後継人不在のためです。

今後につきましては、ダイコン、ニンジンを作付けする予定です。譲受人の耕作面積は、申請地を含み17アールです。当該地区の下限面積は10アールです。

労働力につきましては、本人75歳、従事日数250日、兼業、配偶者71歳、従事日数100日、兼業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第42号、農地法第 3 条

の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第2、議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。10番野崎委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○10番(野崎雅博君) 議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。

9月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、2筆、いずれも田、合計561㎡でございます。

申請目的は、資材置場です。農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、譲受人は現在、東京都内及び神奈川県内において不用品の収集・運搬・リサイクル業、古物の売買業をしており、市内にある元請け業者からの受注が多く車両や資材が置ける場所を探していたところ本申請地を選定したとのことです。

工事計画につきましては、敷地内を整地したのち砕石を敷き、転圧をかけます。雨水処理につきましては、敷地内にて自然浸透処理となります。

被害防除につきましては、隣接地との境界に単管パイプと鋼板により土留めを新設し隣地への土砂の流出を防ぐ計画となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第3、議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番から5番案件のうち、4番案件を除き一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。1番案件につきましては、区域4永野委員より、2番及び3番案件につきましては、10番野崎委員より、5番案件につきましては、区域2生川委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

始めに、1番案件の報告を永野委員お願いいたします。

○区域4(永野晃君) 議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定についてのうち、1番案件をご報告致します。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、567㎡のうち330㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。続きまして、2番及び3番案件の報告を野崎委員をお願いします。

○10番(野崎雅博君) 引き続き、2番案件から3番案件を一括してご報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、63㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

～ 3番案件について内容を説明 ～

3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,832㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続きまして、5番案件の報告を生川委員をお願いします。

○区域2（生川仁君） 引き続き、5番案件をご報告致します。

～ 5番案件について内容を説明 ～

5番案件の利用権を設定する農地は、3筆、いずれも畑、合計1,609㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年10月1日から令和7年3月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番から3番及び5番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

続いて、4番案件の審議となりますが、私に関わる審査案件となります。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、私は一時退席をさせていただきます。

従いまして、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長代理として、6番遠藤委員に議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時18分休憩

（本人案件のため原田勝幸君退室）

午後 2 時19分再開

○議長（遠藤信行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。会長代理として、私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

日程第 3、議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による利用権の設定等についてのうち、4 番案件を上程いたします。

10番野崎委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○10番（野崎雅博君） 4 番案件の利用権を設定する農地は、2 筆、いずれも田、合計673㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和 4 年10月 1 日から令和 7 年 3 月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（遠藤信行君） ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（遠藤信行君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による利用権の設定等についてのうち、4 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（遠藤信行君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後 2 時21分休憩

（原田勝幸君入室）

午後 2 時22分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引続き、会議を開きます。日程第 4、議案第45号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項による賃借権の設定についてを上程いたします。

1 番案件については、区域 3 高橋宗一委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告を

お願いします。

○区域3（高橋宗一君） 議案第45号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定等についてご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画を作成する際に、農業委員会へ意見を聴くこととなっております。

～ 案件について内容を説明 ～

権利を設定する農地は、2筆、いずれも畑、合計2,065㎡でございます。

権利の存続期間は、令和4年11月1日から令和7年8月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

なお、本案件は、8月の総会にて農地中間管理機構として借り受けをご承認いただきました農地となっております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第45号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第46号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 議案第46号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご報告いたします。

本案は、被相続人が、令和4年1月3日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和4年9月12日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、1筆、畑、730㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、ネギ、オクラ、ブロッコリー、キャベツが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人、90歳、従事日数350日、専業、子、60歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第46号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から3番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件から3番案件について、3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番から3番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

令和4年9月12日、事務局2名と現地調査を致しました。

特例農地8筆の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも畑、合計3,565㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計581㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計1,867㎡につきましては、一体として耕作しており、小松菜が作付けされていました。

農機具の保有状況は、トラクター、ハンマーナイフ、管理機、ポンプ、その他一式でございます。

労働力は、本人82歳、従事日数330日、専業、子55歳、従事日数280日、専業、孫30歳、従事日数30日、兼業、孫26歳、従事日数50日、兼業でございます。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

令和4年9月12日、事務局2名と現地調査を致しました。

特例農地1筆の耕作状況をご報告いたします。

畑、379㎡につきましては、栗、桃、ビワ、梅、ミカンが肥培管理されていました。

農機具の保有状況は、耕うん機、刈払機、その他一式でございます。

労働力は、本人55歳、従事日数150日、兼業、配偶者60歳、従事日数150日、兼業でございます。

～ 3 番案件について内容を説明 ～

令和4年9月12日、事務局2名と現地調査を致しました。

特例農地9筆の耕作状況をご報告いたします。

9筆、いずれも畑、合計3,308㎡につきましては、ハウス内では、ブロッコリーの育苗、ハウスの外では、落花生が作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人66歳、従事日数300日、専業、配偶者63歳、従事日数150日、専業、でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認致しました。

よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件から3番案件まで報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 7ページ、報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出専決処分の報告についてをご説明いたします。

1番案件と2番案件ともに同じ筆です。1番案件は、平成4年9月9日の相続についての届出で、2番案件は、1番案件の相続人が令和3年12月14日に死亡した相続についての届出でございます。

これらの案件につきましては、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第23号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8ページ、報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定に

よる農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1 番案件から10番案件で、転用目的は住宅敷地のほか、駐車場敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第24号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9、報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9から10ページ、報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1 番案件から15番案件で、転用目的は、住宅敷地や道路敷地のほか事務所敷地でございます。権利関係は、所有権の移転のほか、使用貸借権の設定でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第25号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和4年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時44分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員